

茨城県出張理容・出張美容に関する衛生指導要綱

第1 目的

この要綱は、理容師法(昭和22年法律第234号、以下「理容師法」という。)第6条の2ただし書き又は美容師法(昭和32年法律第163号、以下「美容師法」という。)第7条ただし書きの規定により、理容師又は美容師が理容所又は美容所以外の場所で理容の業又は美容の業を行うことができる場合における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 この要綱で「出張理容」とは、理容師が理容師法第6条の2ただし書きの規定に基づく理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条に規定する場合に行う理容行為をいう。
- 2 この要綱で「出張美容」とは、美容師が美容師法第7条ただし書きの規定に基づく美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条に規定する場合に行う美容行為をいう。
- 3 この要綱で「業務所」とは、出張理容を行う理容師又は出張美容を行う美容師が開設(所属することを含む。以下同じ。)する理容所又は美容所をいう。
- 4 この要綱で「業務の管理を行う場所」とは、出張理容を行う理容師又は出張美容を行う美容師がその業務を行うために必要な器具機材等を保管・管理する場所(業務所を除く。)をいう。
- 5 この要綱で「営業場所」とは、出張理容又は出張美容を行う場所をいう。
- 6 この要綱で「営業者」とは、第4の規定による届出を行った理容師又は美容師をいう。
- 7 この要綱で「従業者」とは、出張理容又は出張美容に従事するものであって営業者以外の者をいう。
- 8 この要綱で「利用者等」とは、出張理容又は出張美容のサービスを受ける者並びに営業場所となる施設又は住居の所有者、占有者その他の者で当該施設又は住居の管理の権原を有する者をいう。
- 9 この要項において特に定めるものの他は、理容師法又は美容師法の規定によるものとする。

第3 衛生措置

出張理容又は出張美容(以下「出張業務」という。)を行う場合に講じなければならない衛生措置は別表第1のとおりとする。

第4 出張業務開始届出等

- 1 出張業務を行おうとする理容師又は美容師は、その業務所又は業務の管理を行う場所の所在地を管轄する保健所長に様式第1号により出張業務の開始を届出なけれ

ばならない。

なお、業務所若しくは業務の管理を行う場所の所在地が茨城県外である理容師又は美容師にあっては、主に出張業務を行おうとする地域を管轄する保健所長に届出るものとする。

- 2 前項の届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張業務開始届出済証(様式第2号)を交付するとともに出張業務一覧表(様式第3号)を調製し、それを備え付けるものとする。
- 3 営業者は、出張業務を行うときには前項の出張業務開始届出済証を携行し、その営業場所においてこれを掲示しなければならない。

第5 変更届等

- 1 業務所の所在地が茨城県内である営業者は、届出事項のうち次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく届出先の保健所長に様式第4号により変更の届出をするものとする。ただし、営業者に係る業務所において理容師法又は美容師法の規定により同一の事項について変更の届出が行われている場合には、これを要さない。
 - イ 営業者の氏名又は住所
 - ロ 業務所の名称又は所在地
- ハ 従業者として届出のある理容師又は美容師
- 2 業務所の所在地が茨城県外である営業者は、前項に掲げる事項の他、次に掲げる事項について変更を生じたときも前項の規定による変更の届出をするものとする。
 - イ 携行品のうち衛生措置に係るものの内容及び数量
 - ロ 衛生措置の方法
- 3 営業者は、出張業務を行わなくなったときは、届出先の保健所長に様式第5号により出張業務の廃止を届出るものとする。
- 4 営業者は、その業務所又は業務の管理を行う場所(業務所又は業務の管理を行う場所の所在地が茨城県外である営業者にあっては、主に出張業務を行う地域)を他の保健所長の管轄する区域に変更したときは、前項に規定する廃止の届出をするとともに、第4の規定に従い新たに出張業務の開始を届出るものとする。
- 5 営業者は、第4の規定に基づき保健所長から交付された出張業務開始届出済証を亡失若しくは汚損したときは、様式第6号により再交付を願い出ることができる。
- 6 保健所長は、前項の規定による願い出があったときには、出張業務開始届出済証を再交付するものとする。

第6 監督等

- 1 保健所長は、必要があると認めるときは、利用者等の同意のもとに営業場所に当該職員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認させることができる。
- 2 前項の当該職員は、出張理容にあっては理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)第27条に規定する環境衛生監視員とし、出張美容にあっては美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第27条に規定する環境衛生監視員とする。
- 3 出張業務に関する利用者等からの相談については、当該利用者等に係る営業場所

の所在地を管轄する保健所長が応じるものとする。

第7 指導等

- 1 保健所長は、営業者の衛生措置が不十分であることを確認したときは、当該営業者が自らの管轄に係る者である場合には、適切な衛生措置を講ずるよう指導するものとし、他の保健所長の管轄に係る者である場合には、当該保健所長に対し確認内容を連絡するものとする。
- 2 前項の規定による連絡を受けた保健所長は、当該営業者に対し、適切な衛生措置を講ずるよう指導するものとする。
- 3 前2項の規定は、第6の第3項に規定する利用者等からの相談について準用するものとする。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

別表第1(第3関係)

出張理容・出張美容における衛生措置

第1 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容(以下「出張業務」という。)を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- 3 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第2 携行品等

出張業務を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 2 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

第3 管理

1 作業環境の管理

- (1) 作業場内には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行品等の管理

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (2) 使用済みのかみそり(頭髪のカットのみの用途(レーザーカット)に使用するかみそりを除く。以下同じ。)及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

3 従業者の管理

営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。

第4 衛生的取扱い等

- 1 作業場内には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 2 作業中、従業者は清潔な外衣(白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの)を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。

- 3 従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 4 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- 8 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 9 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- 10 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- 11 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- 12 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- 13 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- 14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き(平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等を参考にすること。
- 15 パーマネントウエーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

第5 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領(昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知)に準じること。

第6 自主管理体制

1 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張業務を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張業務に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業者の感染症罹患の有無の確認、従業者の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

2 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張業務に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。

3 管理記録の作成

営業者又は衛生管理責任者は、その任務を適格に遂行するため、次の各号に掲げる

事項を登載した管理記録簿を備えておき，これを活用するものとする。但し，業務所の開設者又は衛生責任者によって業務所においても同様の管理が行われている場合にあってはこの限りではない。

- (1) 営業者氏名，業務所(業務の管理を行う場所)の住所，名称及び理容，美容の別
- (2) 出張業務の届出年月日及び営業開始年月日
- (3) 従業者の氏名，免許取得年月日及び免許登録番号
- (4) 講習会受講確認欄
- (5) 健康診断実施確認欄
- (6) 消毒器の点検記録簿
- (7) 環境衛生監視員点検記録簿
- (8) その他届出等の記録欄

出張業務開始届

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

連絡先

下記のとおり出張理容美容を行いたいので、茨城県出張理容・出張美容衛生指導要綱第 4 の規定により届け出ます。

記

- 1 理容師・美容師免許登録番号:
- 2 理容師・美容師免許登録年月日:
- 3 業務所又は業務の管理を行う場所の名称及び所在地
名 称 :
所在地 :
- 4 業務所にあつては検査確認証の番号及び確認年月日
番 号 : 第 号
年月日 : 年 月 日
- 5 主に出張業務を行おうとする地域
- 6 携行品の内容及び数量 別紙 1 のとおり
- 7 衛生措置の方法 別紙 2 のとおり
- 8 2 名以上で出張業務を行う場合の記載事項

| 従事者の氏名 | 理・美容師免許証登録番号 | 理・美容師免許証登録年月日 |
|--------|--------------|---------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

衛生管理者の氏名 :

管理 理容師・美容師 資格認定講習会終了証番号 :

管理 理容師・美容師 資格認定講習会終了年月日 :

- 9 備考

別紙 1

| 携行品 | 名称及び数量 |
|---|--------|
| <p>洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と，これらを衛生的かつ安全に収納できるもの</p> | |
| <p>使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を，安全に収納できるもの</p> | |
| <p>消毒された布片類・タオルと，これらを衛生的に収納できるもの</p> | |
| <p>外傷に対する救急処置に必要な薬品類及び衛生材料</p> | |
| <p>手洗いに必要な石ケン，消毒液等</p> | |
| <p>その他</p> | |

衛生措置の方法

| 項 目 | 講じる措置内容 |
|--------|-----------------------|
| 作業環境 | |
| 携行品等 | |
| 管理 | |
| 衛生的取扱 | |
| 消毒 | |
| 自主管理体制 | (衛生管理要領の概要を記載すること。) |

第 号

出張業務開始届出済証

- 1 業務の種類
理容・美容
- 2 出張理容を行う者の氏名及び住所
氏名：
住所：
- 3 業務所又は業務の管理を行う場所
名称：
所在地：
- 4 業務所の検査確認証の番号等
番 号：第 号
確認年月日： 年 月 日
確 認 者：茨城県 保健所長

上記のとおり茨城県出張理容・出張美容に関する衛生指導要綱第4の規定に基づき出張業務の開始の届出をした者であることを証する。

平成 年 月 日

茨城県 保健所長



出張業務(理容・美容)一覧表

保健所

| 届出済証 番号 | 営業者 | | 業務所又は業務の管理を行う場所 | | 連絡先 | |
|------------|-----|----|-----------------|-----|-----|-----|
| | 氏名 | 住所 | 名称 | 所在地 | 電話 | メール |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

注：この一覧表の作成に代えて電磁的記録(電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を備え付けることができる。

届出事項変更届

年 月 日

茨城県 保健所長 殿

営業者 住所
氏名

次のとおり茨城県出張理容・出張美容に関する衛生指導要綱第4の規定による届出事項を変更したので、同要綱第5の規定により届け出ます。

1 届出済証

種類：理容・美容

番号：

年月日：

2 変更事項(該当する項目を囲み、変更後の内容を記載すること。)

| 項目 | 変更後の内容 |
|------------------------|--------|
| 営業者の氏名又は住所 | |
| 業務所の名称又は所在地 | |
| 従業者として届出のある理容師又は美容師 | |
| 携行品のうち衛生措置に係るものの内容及び数量 | |
| 衛生措置の方法 | |

3 変更年月日

年 月 日

出張業務廃止届

年 月 日

茨城県 保健所長 殿

営業者 住所
氏名

次のとおり茨城県出張理容・出張美容に関する衛生指導要綱第4の規定による届出に係る業務を廃止したので、同要綱第5の規定により届出済証を添えて届け出ます。

1 届出済証

種類：理容・美容

番号：

年月日：

2 廃止年月日

年 月 日

3 廃止の理由(該当する項目を囲んでください。)

- ・業務所(業務の管理を行う場所)の変更による廃止届
- ・主に出張業務を行う地域の変更による廃止届
- ・出張業務を廃止することによる廃止届
- ・その他(具体的に：)

出張業務開始届出済証再交付願

年 月 日

茨城県 保健所長 殿

営業者 住所
氏名

次のとおり茨城県出張理容・出張美容に関する衛生指導要綱第 5 の規定により出張業務開始届出済証の再交付を願い出ます。

1 交付を受けた届出済証

種 類：理容・美容

番 号：

年月日：

2 亡失又は汚損の年月日(わかる場合記入)

年 月 日

3 再交付の理由

